

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

# 関西労災職業病 No.36

関西労働者安全センター

1977.4.30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

60円

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

## 36号の案内

### ●主張

1 ➤ 2

巨視的・長期的な階級闘争の視野に立つ  
科学技術者運動を創り出そう

### ●ぶつとばせ改悪労災保険法

3 ➤ 7

東京・神奈川・大阪・兵庫の闘い

### ●闘いの中から

8 ➤ 11

- その1 勝利した京都市役所の労災闘争  
——T君と共に闘う会——  
その2 労災再審闘争を省みて  
——全港湾建設支部治水分会——

### ●ニュース

12 ➤ 16

### ●寄稿

17 ➤ 18

カネミ油症の現状（上）  
——堀内隆治

# 階級斗争の視野に立つ 労働の潮流を創り出そう

## をめざして .....

**"支援者"として、  
そして更に次の一步を**

しかし、これらの運動に対し、

科学技術者運動は60年代後半から新たな発展を開始した。資本主義体制の根本的矛盾が生み出した公害・労災職業病等の激化に対し、立ち上った労働者住民の力強い斗いに対し、「専門家による知識技術の独占を固定化し、斗いを専門家に任せてしまえばよい」とする既成の科学技術者運動では全く対応できなくなってきた。

これに対し、全共斗運動を経験した科学技術者達は、専門家が独占してきた知識技術を労働者住民に開放し、専門家に斗いを任せるのでなく、あくまで労働者住民自身が斗いの主体となるべく、自分達を“支援者”と位置づけて斗いに参加していくことに。その結果、労働者住民が失頭に立つに斗いが大きく発展し、資本主義体制の矛盾を一層激化する前進面をもたらした。

権力は公害基金法や今回の労災保険法改悪に見られる様に、労働者住民の要求を福祉政策のワクに取り込みつつ、一方で強権による弾圧体制を強化するアメとムチの政策により、押ししつぶされると企ててきた。その結果、公害戦線を中心に運動に一定の停滞と混亂が生じてきており、これは、元々小スル的個人主義や自由主義的傾向をもつ科学技術者達により一層の動搖をもたらしつつある。運動主体である労働者・住民が混沌に陥ったのが明確になってきたのである。

労働者住民の斗いを階級斗争という巨視的な長期的な視野からとらえ、その中の科学技術者運動の長期的な路線を把握しながら限り眼前の運動の一時的な後退に対して絶望し主体性をなげ難い。

初期の安全センター運動にはこの様な“支援者”としての科学技術者が多數結集していた。

# 巨視的・長期的な 科学技術者運動 ……諸戦線の大同団結

しなし、労災斗争が階級斗争としての厳しさを要求されてきた時、二の“支援者”としての限界を克服せざるを得なくなり。その中で、南大阪労働者診療所をはじめとして、地域労働者の手中に入つてゆく科学技術者達が生まれてきた。しかし一方では広汎な大学内の“支援者”としての科学技術者の中に動搖をもたらしたもの事実である。

在発足当初とは比較にならぬ程の広汎な労働者との緊密な結びつきができる、労働者ならの要請も多種多様になり、この要請に答えるためにも今後一層、広汎な科学技術者の組織化を進めなければならない。

階級斗争には前衛なら後衛に至るまで、多様な戦線が必要とされている。科学技術者の戦線も階級斗争の一翼を担う部隊であり、しかもその中にも一線で

## 科学技術者戦線も階級斗争の一つの部隊

労働者の中に入り込む部隊も必要であれば、又、大学で研究者を組織する部隊も必要である。安全センターの任務は、この様な多様な科学技術者を広汎に結集し、労働者階級の斗いに協力し、共斗する科学技術者の戦線を一步一歩粘り強く作り上げることである。その基本路線は、科学技術者自身の直面している課題の根本的な解決、即ち、科学技術者階級の解放の斗いと切り離すこととはできないことを明確に示し、長期的な視野に立ち、科学技術者運動の潮流を作り出すことである。

既に岡山大の青山先生を中心とした科学技術者運動が労働者住民の斗いに有効な力となってきたという経験がある。安全センターは、これらの教訓と、京大安全センター運動をはじめ個別の運動の総括を土台に、新たな科学技術者運動の形成のための準備を進めることが要請され

# 改悪労災保険法

大阪

改悪労災保険法は去る4月1日をもつて形式的には施行された。3月30日には省令が制定され、3月30日には通達（基発一九二号）が出された。

しかし、このようない労働省の一方的な手口も、昨年来の反対

斗争の力によつて地方末端行政では施行の作業が進んでいらないというのが現実である。4月1日以降も斗いの勢いは一向に衰えていない。被災者の不利益を許さぬ斗いを強め、改悪法の骨抜きをめざし頑張ろう！

され、残るは「新設の傷病年金による首切り」の問題のみになつたこと。

労働省は当初、「休業（被災）後一年半経過した者」の全てに傷病年金を適用し、解雇制限を外す方針であったが、各地での反対運動の盛り上がりの中、年金適用の範囲を「一年半経過した時点で、以後半年以内にリハビリ就労もできない状態の者」にまで譲歩してさしたこと。しかしこれでも、従来の長期年金に比較してそのワクは広げられており、まだまだ斗いは予断を許さない。といふことであつた。

当日の交渉にあたつて安全セ

約50名の労働者が参加した。

・ 治の見込みのあるものは、年金移行しないよう本省に上申する：

改悪労災保険法の施行のさし

迫った3月30日、大阪労基局交渉が行われた。交渉には奥西労働者安全センターの呼びかけで

この交渉に先立つて、まず学習会が行われ、当日の交渉の焦點が説明された。それは、一年間の斗いで一補償額の低下」と「未払賃金立替による争議つぶし」の二大改悪点はほぼ解決

ンターより12の具体的例症をあげ、それが新設の傷病年金に該当するか否かを向う公開質問状が提出された。この質問状に対し、労基局はひとつひとつ回答し、「労働省の方針によれば、リハビリ就労もできない状態の者が該当する」とことを明らかにした。併せて、このことを「従来の長期年金のワクを広げる」とあり、大阪労基局

としては「従来の長期年金の運用と同様に、治る見込みのある者は年金に移行せず、休業補償の継続を行うことが毎当」との見解を行つて「労働省に見申する」と区約束した。

当日の交歩の議事録は以下の通りである。

### 議事録

本日、関西労働者安全センターから提出されたに於て、傷病補償年金に該当するか否かを回答した。さうに大阪労基局としての意見を確認した。(1) 該当の基準は労働省の連絡によれば、「6ヶ月以上にわたるリハビリ就労もできない状態の者は年金に該当する」ものである。

(2) この基準では、従来の「長期間年金」の運用(じん肺結核、頸腕、腰痛など)のように治る者は長期間年金に移行しないで短期で継続することができなくなる。そこで本省に対し、従来の運用が可能になるよう

要請する。また、傷病年金の癒症率級や3級に該当する人が「労働不能」とあることされてしまうが、省令からいければ「就労不能」と同じ意味に思われる。したがつて、あくまでもここにいう年金対象者は機能器障害をもら、障害等級や1級からや3級までの「労働不能」の人にのみ該当されるべきであると考える。

(3) 労働大臣が3月11日、予算委員会で行つた答弁に於し、本省からの連絡へ素人としての見解の中では、その病氣の

(4) 管内監督署に対し、傷病年金の判断基準について十分な指導をする。また被災者に対するとしてもパンツ等を使って周知徹底する。

昭和五十二年三月三十日  
大阪労働基準局

労災管理課長 石井輝一

## 全港湾を中心とした斗争の準備体制

港湾病撲滅の斗争を先頭に立つて斗つてゐる全港湾弁天浜分会は、去る4月11日、神戸東労基署に対し、や五次労災申請(8名)を行ふと共に、かねてよりの懸案事項に対し申入れをしました。これまで五十数名

性質等からいつこ・年金の支給要件に該当することはまず考えられないこと・国会の議事録の内容が異なるので本省に問合せする。

兵庫労基局は近畿管内でもトップを切つて一年半以上の休業

治療を続ける労災被災者に（傷病の状態等に関する届け）を送りつけ、4月末までに提出するようにおしつけてきました。

全港湾弁天浜分会はこうした

事態を受けて、ただちに反撃を

するためには、傷病補償年金に移行する時には、本人 労働組合

の同意を得よ 傷病年金受給者

には、本人の請求に基いた内払いを行え）の二点を中心に申し入れをし、今回の傷病補償年金

の第旨をすると指摘しました。

弁天浜分会は港湾労働法に基く登録日雇労働者で組織してい

るので、当然日々払いの生活サ

イクルであり、年金の三ヶ月後

払いは、生活さえもござなくな

るおどしが強いため、特に年金

の内払いを実施するよう要求し

ました。

兵庫県下では、兵庫県労働者安全センター・兵庫県労働者医療生協を中心に学習会を行ない、5月6日に労基局に対し、具体的な獲得目標を充分意志一致しながう、9項目（予定）の要求

書をつさつけ、絶対に傷病年金に執行させない斗いをおし進めりいく予定になつてります。

尼崎

## 奉人・組合の同意と画期的確認 対象者への説明会

去る4月26日、尼崎労安対の

よびかけて、「改悪労災保険法の運用」について、尼崎労基署交渉が行われた。交渉には尼崎を

はじめ兵庫各地から約60名の労働者が参加し、気迫の込った交渉となつた。その結果以下の点に

つ二確認が行われた。

(1) 被災者本人及び労組の承認がなければ、傷病年金への移行は行わない。

(2) 一年半以上療養休業を続けている全被災者（署管内）を対象にして、傷病補償年金の

運用の主旨についての説明会を開催する。

（三）(一) 対象者の説明会の開催  
「症状照会」を提出する前に必ず自己意見書を提出し、労基と交渉する体制をつくる（自己意見書については統一の用紙を配布する）  
以上御協力下さい（センター事務局）

## 一方的年金移行を許さないために――

二点の確認はいずれも画期的な内容のものであり、今後同様の確認を各労基署、労基局との間でかちとの斗いを進めていく必要がある。

運用の主旨についての説明会を五月の中旬に行う

被災者の首切を許さぬ斗いを

更に前進させよう

勞災保險法改惡阻止實行卷

首切り省令化阻止斗争は一段と深化し拡大した。

年金移行＝首切り  
をあきらめぬ労働省

私達は労災法改悪一首先り省令化粉砕に向けて3・9労働省包囲糾弾斗争を突破口に、3・10神奈川労基局・3・11東京労基局糾弾と連続した斗いで労働省を追いこみ、労災法改悪阻止斗争を大きく前進させてきた。や80回目会議が力の塊の結果、次

し、従来通りの運用にせよとい  
う追及行動を行つた。

4月2日

三田勞基署迄追及

4月6日にひき続を行われた  
12日の三田労基署交渉では、昨  
年10月27日の労災課長発言「ケ  
レラ星付近」が問題となつた。

しかし労働省は、長期休業者（一五年以上）の年立執行による首切りを決してあきらめはない。既に十月一日より施行された政省令や三月三十日付通達（「基発一九二号」）には私達どの

4月20日 神奈川労基

「『症状照会』は出さなくて  
も不利益扱いはしない!」

そして「症状照会」という形で  
の年金ふるいわけ攻撃が、一部  
就労者を除き、全く機械的に開  
しされた。私達は「症状照会を  
拒否しよう」という新たな斗争  
を提起し、労基署・労基局に対

した。私達は「症状照会を拒否しよう」という新たな斗りを提起し、労基署・労基局に対する

に含んでいりとと思われるのと、この点をお含みの上対処して下さい。未提出者に休業補償給付差止めなど、不利益扱いは行かないということを確認させた。

## 労働省中央と地方行政の矛盾を拡大させよう

三田労基署 神奈川労基局の

確認事項を抜粋し、労働官僚と

末端行政との矛盾を増大させ、労働省を包囲糾弾し、「治る可能

性のある人は決して年金移行」、「解雇するな」という私達の要求を貫徹していこう。そして更に恥場の中に「労働者の切り捨てを許さない、労災恵業病を出させない」斗争をつくりあげていこう。

以下の文書は、神奈川労基局が管内の被災労働者に送付した「症状照会」が被災者に動搖と困惑を与えたため、労基局がその主旨の徹底をはかるとの被災者に再送付したものである。

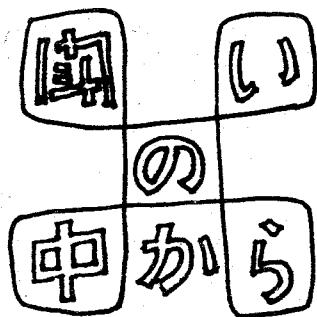


昭和52年4月1日から施行となりました労災保険法の改正へ傷病補償年金・傷病年金の新設により、同日付をもつて貴殿の事業主あて、貴殿にかかる傷病の状態に関する届出書の提出方・御助力を依頼致しましたが、これは法改正後第一次の年金移行を円滑に進めるためと、対象被災者の書類作成について利便をはかるため最もの方法と存じ送付したものでありますので御涼承下さるようお願い申し上げます。また、この傷病補償年金に該当する条件の一

神奈川労働基準局

として、労働省では「常に労務に服することができないもの」「労働不能」を定めてあります。従いまして今回の全対象被災者が管内へ療養開始してから一年六ヶ月以上休業中の方には上記書類を送布致しましたが、一部の例外の方をのぞいて、引き続き療養することによつて労務に服することがでさるようになると認められ、傷病補償年金に該当しない疾病へケイワーン症候群・腰痛症などの方も含まれていると存じますが、これは労災保険法施行規則第18条の規定に基き実施したものでありますので、この旨が含みの上よろしくお願ひ致します。

\*この文書は4月20日の交渉で確認したものだが、同日、局は「照会」を出す出さないの判断は本人にまかす、出し上げます。また、この傷病補償年金に該当する条件の一



その 1

# 勝利した 京都布役所の 労災斗争

丁君と共に斗う会

困難な問題を抱え  
二争を開始

腰痛に苦しんでいる労働者に対してコンクリート試験の職場へ行け、というようなふざけた人事異動に対する怒りから始まつた建設局丁君の斗いは、年近く経過した去年暮れに一たんこの勝利をおさめることができました。この勝利はさやかなものですが、労働組合の協力が得られないという決定的に困難な状況の中で、我々独自の斗いによってねちとったものだけに、大きな意義を持つていいと思います。

当初の斗いの経過や労働組合の状況等についてはこの機関誌のNo.23～26年3月20日号の官公党の労災特集で報告していくので、今回は丁君の斗いの勝利のもつ意味と、自治体労働者の労災認定制度の向題点等について我々の経験をまとめてみます。

対して、コントラクト試験の職場へ行け、というようなふざけた人事異動に対する怒りから始まつた建設局丁君の斗いは、年近く経過した去年暮れに一たんこの勝利をおさめることができました。この勝利はさやかなものですが、労働組合の協力が得られないという決定的に困難な状況の中で、我々独自の斗いによってねちとったものだけに、大きな意義を持つていいと思います。

丁君の労災斗争は次のようないくも経過していった。  
 ②発病なら労災申請まで2年近くも経過していった。  
 ③当局が丁君の申請をまるで認めず、否定した見解へ丁は私用で外出していた（等）をつけて書類を基金支部へまわすなどの妨害を受けた。

こうした困難な面にもかかぬよう、丁君の斗いが勝利したのは、2年間にわたって全市的な支援体制を作り、大衆的な斗いをトコトン斗いぬいたこと、またすりけりこみやつるしあげなど、実力斗争と共に、人事委員会や裁判などあらゆる戦術を使いながら多様な斗いを続けたことによると思われます。

とりわけ、京滋労職対に結集する多くの民間労働者らが市役所にかけつけてくれ、我々と共に

に基金支部へ職員局人事課)に  
対してはじめて実力斗争を展開  
したことによる当局の動搖は特  
に大きかったようです。

## 労災斗争の中で 数々の成果を獲得

T君の労災斗争の中で我々は  
いくつもの大きな成果をなちと  
りました。

オ一に、今まで書類審査のみ  
で一方的な審査を行なつてきたり  
基金支部(公務災害の認定機関)  
一を交渉の場にひきすりだし、  
二うした経過の中で労災認定を  
勝ちとつに点です。これからも  
直接交渉の中で認定をとつてい  
く、ということを労災斗争の原  
則にしていく必要があります。  
オニには、T君の申請に対し  
て当局が事実を認めず、様々な  
妨害を加えていたにもなれぬら  
ず認定をなちとした点です。ニ  
のことは今まで絶対必要と言つ  
れていた認定請求書の「上記の  
なかつた二とや一年近くも書

とうりであることを証明します  
しという所属部局長の証明は必  
ずしも必要なものではないとい  
うことです。そして、認定にあ  
たつてオ一に尊重すべきなのは  
本人の主張であるというあたり  
まえのことと基金支部に確認さ  
せたことを意味します。

オ三には、因果関係について  
も、そう厳密な因果関係ではな  
く蓋然性ぐらいでいいという点

です。

オ四に、認定にあたつてだけ  
ではなく、療養補償の内容につ  
いても当初はゼロと言つていた  
のですが交渉の中でどんどん枠  
を拡大させました。ハリ(全額  
無制限)、漢方、整骨や片道分  
の領収書による往復のタクシー  
通院等、今まで京都市において  
はなかなか認めていなかつたと  
ころまで拡げることができまし  
た。

オ六に、最も大きな意義は、  
当局によつて今まで「年だし、  
運動不足だし、とか私的な原  
因にこじつけられてきた腰痛症  
はその殆んどが労災職業病だと  
言うことを多くの組合員に認識  
させた点です。

T君の認定に続りて、やはり  
困難だつたT君の腰痛の労災認  
定をとることができました。ヘ  
K君の場合は、重作業の翌日テ  
ニスをしていることを理由に認  
定をしぶつていたのです。この  
場合にも、今まで一方的な調査  
を行つていた基金のやり方を改  
めさせ、調査には必ず申請人を  
立ち会わせることにしました(一  
へ本号)前線からP.15参照)

二の二件の労災認定は確実に  
職場の労働者の腰痛・労災に対  
するものの見方を変えています。  
「ワシの腰痛も労災だ。どうし  
てくれる。」という声が、今あ

ち二ちでおきはじめていっているのです。

## 残ざれ十課題

こうしたいくつの成果にもかかわらず多く多くの問題がつみ残しなくなっています。

なによりも建設当局の責任追求です。土木技術者の間にあります。次いでいる腰痛を一掃するためにも、丁君への謝罪要求と、今後の労災をなくすための安全対策はなんとしてもならねばなりません。

まことに労働組合の問題です。京都市役所においても、パニチャヤーや保母、清掃や建設労働者の労災職業病は数年前に自殺者をだすほどの深刻な事態となつてゐるのに、市職労のとりくみはまるで遅れています。特に個人別斗争はほとんどできていません。ニラした組合を変革しない限り、一人一人の組合員の健康い

すら守れない、ということになりました。

それと、使用者当局が労災認定する（建て前は第三者機関の基金支部となる）ているが、京都市の場合でも職員局人事課がその仕事をしていった」という自治の仕事も得ない場合でも、責任はな

ぶらなくていい、という基金の制度を打ち破る道は、当局への徹底的な責任追求によつて基金の制度を形骸化する他はないと思ひます。二の斗いの結果4月より、従来は人事課が兼任していいた基金の仕事を、認定掛と補償掛を新設して専任させる事になりました。しかし、一步前進したとはいえ、当局の認定機関という根本は変わっていません。

ともあれ、この2年間の斗いによって泣き寝入りは損だ、労働者の健康や権利は争めなければといんだ、ということを多くの組合員の間に植えつけたことは確々です。

我々は今回の斗いの経験を軸に、京都市役所における労災職業病と争う組織づくりを今準備しているところです。

## 2年間の斗いの経験 を軸に組織作りへ

大分労働基準局糾弾

### 労災再審斗争の 記録

小野さんの脳卒中は労災だ

・全港湾建設支部治水分会・

センターで取扱い中

300円

パンフ紹介

— 10 —

闇  
の  
中  
から

その 2

労災再審斗争をめぐりみて.....

勝利は

分会員一人一人・地域の同志  
そして支部の仲間達・遺族

一億の斗いの成果

全港湾建設支部 治水分会

ある昭和49年11月22日、分会員の故小野博文氏が就労中に脳卒中で倒れ死んでしまった。私自身無学で医学的知識もなく、存す術も知らない途方にくれていましたが、工場内の粉じん騒音の問題が起り、関西労働者安全センターと知り合い、學習会を数回と重ねる中で我々労働者の身体は知らず知らずの内にむしばまれ、後には打ち果てて行く事を知りました。我々は劣悪な労働条件で働いています。賃金の低い事もあるが、企業に労働を提供はしても命まで売つてはいません。労災の責任は企業そして監督署にあります。我々は、我々が厳しい監視の眼を一寸でも緩めると労働者切り捨てを行つてくる企業、又労働行政に対し断固糾弾し斗争していかねばならぬ」と怒りに燃え立ちあがりました。生ず出来る事として、被災者の家族を何とか救済しなければならないと考えたのです。この斗争の中軸は家族であり、分会で

ある事は言うまでもありませんが、一方、労災斗争を勝利へ導いたのは、医者又は安全センターハーの人々の知恵であり、大分県評を始め地域の同志、又内外より適切な指導をして下さった建設支部の仲間達が一体となつて斗った成果だと確信しています。分会は安全センター等皆さんのが献身的な支援をばより喜んでおります。分会員一人一人がこの斗争を自分のものにし、長く粘り強く斗つた事、又家族の方が掛けそなうにな、た時諫の励まして斗つてきた姿は何ものも変え難く尊い経験でした。多くの労働者が切り捨てられました。勝利の炎は燃えつきる事なく大きくなり炎となり、労働者の斗争は必ず道は開けます。3月16日付で労災再審斗争勝利御支援、御指導下さった皆さんに心よりお礼を申し上げます。

(分会長 良島重彦)



去る4月13日、西野

田労働基準監督署は、住友電工大阪製作所内に於いて昨年7月15日心筋硬塞で死した故高松登氏につ

いて、労災扱いとする」と

## 心筋硬塞の

## 労災認定を獲得

住電の労働者支配打破の武器に

西  
大  
阪

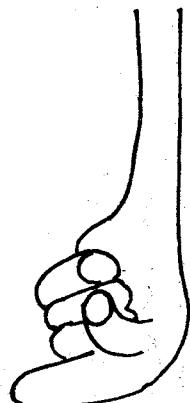
認定斗争には、住電の斗う労働者を先頭に港や此花地域から多く労働者が参加してきただが、業務上認定の獲

得はこれら広汎な労働者の確信に満ちた行動の成果である。

大阪中央

銀行労働者

労金労組(大阪)



故高松氏は住電で約30年間旋盤工として働き続けていたが、低賃金等の劣悪な労働条件、会社の非人間的効率管理による身体的・精神的疲労の末に死七したものである。この遺族の主張が認められたものとして画

しに、労働者に確認され

に見える大企業住友電工の労働者に多発している頸肩腕症候群をとりあげ、学習会を開催した。この学習会では、労金の職場労働者の意識変革と職業病対策について話し合った。その後、2月下旬、大阪労金労組は吉田進委員長を中心とした全国一大阪労基署交渉を行つた。その斗いによ

2月、大阪労金労組はセラ労働者に多発している頸肩腕症候群をとりあげ、学習会を開催した。この学習会では、労金の職場労働者の意識変革と職業病対策について話し合つた。この二点を踏まえ、大阪天満・大阪中央、大阪西の各労基署においては、全金や全港湾・大阪府被災労働者同盟の仲間と共に斗争の労災認定を斗い取

電の斗う仲間を今後地域の斗争性を明らかにと、また住電の労働者を積極的に支援し、斗う二つの感力をもつて、その必要性を明らかにしました。それも梅田支店、大阪労金労組は吉田進委員長を中心とした全国一大阪労基署交渉を行つた。その斗いによ

とまり二み体制で斗う

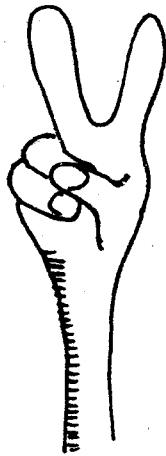
ヨネニヤ労組

# 労災斗争で一つ勝利

(三二-2)

全国一般ヨネニヤ労組はあいのぐ資本の攻撃に対して、一步たりともひるむ事なく人々に斗いを進めている。ヨネニヤ資本はみなめてより腕の症状を訴えていた女子労働者に対して差別の限りをつくしていた。例えば、Kさんが労災申請を行おうとする企業は「労災とは認められない」ので書類

に對して、「せん」と言いだしてきた。こめに対しでは、中央労基署に行政指導を強める事を確認させた。そして労基斗争の末にKさんの労災認定を取つた。しかししながら、ヨネニヤ資本は別会社作りをはじめ、発表倒産を行なうなどの横暴に出でる。それに対してヨネニヤ労組は連日のとて、企業は「労災」とは認められないもので書類



田中源三氏は昭和49年2月、尼崎市内の三層間で、脳卒中のため亡くなられ、その遺体は誰も知らぬまま田間放置された。故田中氏は、九州より出稼の身で、ヤンマーの社外工として、鋏物雜役工として、長時間労働と過酷な疲労の中での生活を余儀なくされ、いたまかれていた。まかれて後、書記長として活動された。

2年余の後、全金阪神支部の要請にもとづき、出稼連合の呼びかけます。(尼労安対事務局)

尼崎

## 故田中氏 出稼労災裁判開始

= ヤンマー全面否認 =

けで、神戸・尼崎・大阪から多くの労働者の支援参加を得る中で労災認定を勝ち取った。さらに、遺族・全金阪神支部を中心に、ヤンマーに対する慰謝料請求一千五百万円を請求し、4月8日、オ一回公判が大阪地裁で行かれました。ヤンマーはこの間に、対し、二とごとく否認する答弁書を提出してきてります。オ二回公判は6月3日です。

全金阪神支部の要請に、可能な限り支援を続けていきたいと思いまます。(尼労安対事務局)

74年5月、ゼネラル精  
理工場で、試験課の唐  
さんが大火傷を負う事

故が発生した。

その後火傷は  
治療したが、  
輸血性肝炎に  
なってしまった。

精労組埠支部  
では、火傷の  
障害認定を  
受けたが、  
火傷と肝炎は  
共に肝炎に  
対し、火傷と  
独立した労災  
であり、

肝炎の治療継続と同時に  
火傷の障害認定をせ  
よしといふ要束で斗い  
を続けてきた

10日、埠署と  
の交渉の結果、  
「障害認定を

## 火傷と肝炎 2つの労災を 認めさせる！

ゼネラル精労組埠支部

埠

炎の再発経過  
書を出せば肝  
炎の労災治療  
の継続を認め  
るし」という実  
際的に2つの労  
災を認めさせること  
にする」と  
いう埠労基署の見解に  
対し、「火傷と肝炎は  
ともりつけるにいた  
た。

京都府役所でT君の  
認定に續いて、去る3  
月31日付でK君の腰痛  
を認定させた。

K君の場合、工不技  
術者として大雨の中で  
側溝のふたの修理作業  
をした翌日、テニス中  
に発症したというケー  
スである。

## またも腰痛認定 T君と共に斗う会勝ち取る

京都

こうしたむずかしい  
ケースでも認定がと  
れたのはT君の認定斗争  
で基金支部におしきけ  
て立ちあがらせたな  
らゆざわざ「今度は認  
定するから来ないでく  
れ」と電話であつたこ  
とからも明らかだ。

京都

## ケイ腕・腰痛も認定 有機溶剤中毒被災者に

クリーニング労働者  
の松本さんはすでに有  
機溶剤中毒で労災認定  
されていたが、今回、  
あわせて腰痛・ケイ腕  
も認定された。

これによつて休業補  
償が2倍になるわけ  
はないが、今後の療養  
と再就労の事を考える  
と、大きな成果である。

Tさんは昭和32年から黄リンの製造に従事し、10年後の昭和42年、事故で溶けた黄リンを顔面にあびて大ヤケドを負いました。しかし顔面だけであったので、症状固定したということがで一年後、12級で打ち切られてしまいました。

その後、毎年がつままり、ウミがたまるなどの症状が抜け出て、手術をしても一向によくならず、夜中に救急車で病院に運ばれるとまたとうです。今年1月、被災者同様に運ばれるとたびたびあ

ままでござつきました。ノドがつまりると言つては水筒の水を飲んでいります。Tさんの痛々しい姿を見つけるにつけて、再発認定を勝ちとつた人の多い被災者同盟は、是

に國へ労基行政の責任をも追及している。植田マツナフ労災訴訟は、4月8日、大阪地裁で行なわれた。

この公判で原告側は、大阪府労基局と守口監督署から関係資料の提出を求める文書送付嘱託の申立てを出し、裁判はこれを全面的に認め、国に対し文書の送付を命じる決定を下しました。この申立ての中でも、廃業にいたるまでの間、設備の設置や移転、変更にあたって、植田社長に相談に来られて、再発認定の申請を出し、今まで西野田労基署と5回の交渉を続けてきました。そして今月中に認定をするというところまでござつきました。ノドがつまりと申して、植田マツナフ労災訴訟は、4月8日、大阪地裁で行なわれた。

この公判で原告側は、一切とは、植田での劣悪な作業環境のもとでマツナフ中毒と同じ肺が発達した事実を立証するためには、重い意味をもつている。これまで労働行政が労働者に対するくし続けってきた事実を一切合切白日の下にさらけ出させねばならない。

この日は堀内さんの原告意見陳述をもつて終つたが、この後同じ法廷で開かれた出稼労災訴訟のオーフ公判に支援の傍聴を兼ねたあと、合同で報告集会を開き、今後の共斗をめぐらしく持つていた。

## 火傷後遺症の 再発認定を獲得

大阪府被災労働者同盟



大阪

東大阪

植田ミシナフ労災訴訟が4回公判→労働行政がかくし持つていた資料提出を認めさせる

# カネミ油症の現状(上)

堀内 隆治(下関市立大助幼稚園)

「カネミ油症」は事件発生(二)

これまで昭和43年11月患者が保健所に届け出たことを以つてその発生とされてきたが、つい先日それ以前の8月に保健所への届出をなしたとした患者が名乗り改めて向われている。以来9年目に入つた。一時のようには全国千五百余の油症患者は忍耐コニの大好きな報道もなく、陰然と進む健康・生活破壊の中、全国の日々を送つてゐる。「運動」面では、昨年8月20日、「統一裁判」の結果をみ、判決まえのあわただしい動きが患者団体、弁護団にみられる。ここでは「現状報告」ということで、患者の現状と、その中から作成されようとしている「要求書」について述べよう。

## 患者の現状

北九州の患者さんはトラックの運転手をしていたが、腰痛と目まい。それに複数悪化で恥場をやめ、仕事に恥辱した。身体がやうれず恥場を追われ、健康と生活が同時に破壊されていくのが油症患者の今日である。この「油症研究班」へ九大を中心の実質上の「認定」機関は今もなお「皮膚症状」を主症状としているが、患者の身体は内臓からかされている。死者の多くはがんであり、関節や骨の異常を訴える人が多く、新生児の歯の異常が目立つ。

「治療」についてはカネミが「治療」は個人としても世

を構つて病院に行けばカネミが支払いをすることになつていて、が、患者団体がしつかりしていゝて、カネミに一括請求しているところはともかく、地方に散在する患者は、病院が油症の治療を嫌がつて、治療費に事欠く人も多い。たゞ之治療費が出たとしても医者がいない。病院へ行くと飲めない位薬をくれるが一向に良くならない。今はアロエから始つて朝鮮人参、青汁療法漢草、針灸「非近代」医療に頼つてゐる。針がよいという人もつてゐる。針がよいといふ人もあり、自分で見つけた〇〇療法を勧める人もいる。発生直後のように、油症を伝染病か遺伝のようになつたが、医者の怠慢と無知は依然として続いている。これではどんな大病院、大医療機関があつてもだめで、どこまで行つてもやはり「人」である。

## 破壊される患者の生活

第としても破壊の度を加えこい  
つてはいる。病人をかかえれば普  
通の家族でもしへどい、よく患  
者が口にするつど、油症は一  
外見するけている様にみうれる。  
休みたくとも休めない。恵場で  
の苦労が思いやられる。胃腸を  
やうれこ下痢をよくする。二九  
も油症の主症れであり、笑話の  
様な恵場での苦労話がいゝつも  
ある。重労働から軽労働へ転  
風から魔風へ、そして生活保護  
世帯が除々増えている。子供  
が油症で学力が低下したり、油  
症といふことで就職がだめにな  
つたり、世帯全体の幾世代にもも  
わだる被害は言い尽せない。結  
婚話の破談、親類かうもの絶交  
など、いわば社会的差別は限り  
ないと自殺したのは数年前の話で  
ある。

カネミは患者と「協定」を結  
んで世帯主が入院した時には生  
活保障を基準とした保障をする  
と言つてはいるが、これも患者団

の強さにかかっている。地方  
の片田舎では、裁判にしたら何  
も出さないと言つて音したりし  
てはいる。変な言い方だが行政は  
カネミよりひどい、一世帯更生  
貸付金」へ小商売をやつこいる  
人や生活保護よりちよつこ二の  
外見するけている様にみうれる。  
休みたくとも休めない。恵場で  
の苦労が思いやられる。胃腸を  
やうれこ下痢をよくする。二九  
も油症の主症れであり、笑話の  
様な恵場での苦労話がいゝつも  
ある。重労働から軽労働へ転  
風から魔風へ、そして生活保護  
世帯が除々増えている。子供  
が油症で学力が低下したり、油  
症といふことで就職がだめにな  
つたり、世帯全体の幾世代にもも  
わだる被害は言い尽せない。結  
婚話の破談、親類かうもの絶交  
など、いわば社会的差別は限り  
ないと自殺したのは数年前の話で  
ある。

昨年暮、北九州の坪井医師は  
二人の「未認定」患者を食中毒  
として保健所に届出した。厚生省  
もそういきよに、カネミは「  
公害」ではない、「その理由が  
おもしろい」。カネミは犯人がは  
つきりしていからだと?! 今  
だに「食中毒」なのである。食中  
毒とすれば「食品衛生法」によ  
つては僅か五百名しか認定  
されていない。因みに福岡県五  
年一度一有検診では受診者百五  
十八名の内認定者は四十名で  
ある。福岡・山口両県は新しい  
患者のための一有検診を来年度  
以降打切り方針であり、多くの  
患者の現在並びに将来にわたる  
打切りに連がるであろう。しか  
しここでも患者の「主体性」が  
要求されており、受診につけて  
は自動的・自発的な受診希望者  
は一応この回受診してきただとい  
うのが実状である。

(以下次号)

## 切りすてらるる患者

低所得層への貸付金」の弁別運  
用を図つて數十万円を貸付けた  
だけであり、これを「社協」し  
を通じて各個人へ返済を請求し  
てきている。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

36号

昭和52年4月30日発行（毎月一回30日発行 但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127 大阪市北区天満橋筋5-19-4